

# 個人情報の取扱いに関する細則

## 第1条 （目的）

本細則は、臨海小学校PTA規約第18条に基づき、臨海小学校PTA（以下、「本会」という）が取得・保有する個人情報について、その適正な取扱いに関する必要な事項を定め、本会の活動の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現することを目的とする。

## 第2条 （責務）

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、必要な教育を行うことなどにより、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第3条 （用語の定義）

本細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。なお、本細則に特別の規定がない限り、臨海小学校PTA規約と同一の意義を有すると解釈する。

### 1. 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

### 2. 本人

前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人又は未成年者個人の保護者をいう。

## 第4条 （個人情報管理者）

本会における個人情報管理者は、代表とする。

2 代表は、個人情報管理者の役割の一部を、スタッフ役員に限り委任することができる。

## 第5条 （個人情報取扱者）

本会における個人情報取扱者は、スタッフ役員、会計監査及びボランティアスタッフとする。ただし、取扱う個人情報の範囲は、各取扱者の役割に応じて、知る必要がある範囲に限るものとする。

## 第6条 （秘密保持義務）

個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第7条 （収集方法）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

## 第8条 （利用目的）

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. 本会のスタッフ役員、会員名簿等の作成
2. 本会の活動に関する資料等の送付
3. 会費請求、運営事務等に関する連絡
4. 本会の活動に必要な当番表等の資料作成
5. 本会の広報誌等への掲載
6. 問い合わせ又は依頼等への対応
7. 小学校と共同して行う活動に必要な連絡、当番表等の資料作成
8. その他、事前に本人より同意を得た事項

## 第9条 （利用目的による制限）

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## 第10条 （管理）

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

2 個人情報管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

1. 紛失、破損その他事故防止
2. 改ざん及び漏えいの防止
3. 個人情報の正確性及び最新性の維持
4. 個人情報を取り扱う電子機器等の適切な維持管理

3 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

## 第11条 （第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 第12条（第三者提供に係る記録の作成等）

本会は、個人情報第三者（第11条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨
5. 提供日付

## 第13条（第三者提供を受ける際の確認等）

江戸川区立臨海小学校等の第三者（第11条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。ただし、個人事業主ではない個人から提供を受ける場合は記録不要とする。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨

## 第14条（個人情報の開示、訂正又は削除請求）

本会は、本人から個人情報の開示を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

2 本会は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面又は口頭により、個人情報の訂正、追加、削除又は利用停止の申請があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申請者に対し、書面又は電磁的手段により通知するものとする。なお、再度申請があったときも、同様の処理を行うものとする。

3 名簿等として既に配布しているものについての個人情報の訂正、追加、削除又は利用停止を行う場合は、訂正、追加、削除の連絡をすることでこれにかえる。

## 第15条（漏えい時等の対応）

個人情報を漏えい、紛失したおそれがあることを把握した場合は、直ちに個人情報管理者に報告する。

## 第16条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

## 第17条（研修）

個人情報管理者は、スタッフ役員、ボランティアスタッフに対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

## 第18条（改正）

この細則は、臨海小学校PTA規約第18条の定めにかかわらず、スタッフ役員会議において審議し、承認をもって改正することができる。なお、本細則を改正した場合は、総会において報告しなければならない。

## 附則

本細則は、2025年4月1日より遡って施行する。

### 改正履歴

2021年(令和3年)6月1日 制定

2025年(令和7年)5月18日 PTA規約変更等に伴う修正：第1条、第3条、第4条、第5条、第8条、第18条  
取扱の具体化、既定の明確化のための改正：第1条、第4条、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条